

Ⅱ 障がい児福祉計画 基本指針の数値目標（成果目標と活動指標）

- 1 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
児童発達支援センターは圏域で設置済みです。児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援事業等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築します。
- 2 重症心身障害児を支援する事業所の確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内で設置済みです。児童発達支援事業所は、引き続き、圏域に所在する事業所と連携を図り、体制づくりを行います。
- 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
協議の場については圏域で設置済みですが、コーディネーターの配置につきましては県及び圏域他市と協議して検討します。

<障害児支援サービス 見込量>

項目	単位	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	256	260	270	280
	利用者	23	24	25	26
放課後等デイサービス	人日	690	720	750	780
	利用者	59	64	69	74
保育所等訪問支援	人日	18	20	22	24
	利用者	18	20	22	24
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者	27	29	33	36
医療的ケア児に対する 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置人数	1	1	1	1

計画の推進

本計画は、PDCA サイクルに沿った進捗状況の評価・検証を行いながら、改善を重ねていきます。そのために「荳崎市障がい者施策推進協議会」を計画の進捗状況について確認する場と定め、定期的な確認と分析・評価を行い、課題がみられる際には、柔軟な対応に努めます。

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

荳崎市
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
【概要版】

計画の趣旨

本計画は、令和6年3月『地域の絆で支え合い、すべての人が輝けるまち いらさき』を基本理念に策定した「荳崎市第6次障がい者ふれあい計画（令和6～11年度）」の実現に向け、障がい者施策を計画的に推進していくための実施計画として位置付けられています。前計画である「荳崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の進捗状況や障がい福祉サービス等の利用実績の検証結果、国から示された基本的な指針等を踏まえて、新たな3年間（令和6～8年度）の具体的な実施計画を策定しました。

I 障がい福祉計画 基本指針の数値目標（成果目標と活動指標）

- 1 施設入所者の地域生活への移行
令和4年度末時点の入所者48人の8.3%（4人）を地域生活へ移行します。
施設入所者数を令和4年度末時点から8.3%（4人）削減します。
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場について、下記のとおり行います。
①年間開催回数 7回
②保健、医療、福祉、介護等、関係者の参加者数 14人（令和8年度は14人）
③協議の場における目標項目の設定 2項目（令和8年度は2項目）
④協議の場における評価の実施状況 1回
- 3 地域生活支援拠点等の整備
令和2年度に圏域（峡北地域）に設置した地域生活支援拠点について、年1回以上その運用状況を検証・検討し、機能の充実を図ります。
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
就労移行支援事業等では、9人（2.25倍）以上の移行を目指します。
就労移行支援では、3人（令和3年度実績0人のため倍率なし）以上の移行を目指します。
就労継続支援A型では、3人（1.50倍）以上の移行を目指します。
就労継続支援B型では、3人（1.50倍）以上の移行を目指します。
- 5 就労移行支援事業の事業所ごとの移行率
令和8年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上となるように目指します。
- 6 就労定着支援事業の利用率・就労定着支援事業による就労定着率
国の指針のとおり、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを目指します。
- 7 相談支援体制の充実・強化等
基幹相談支援センターについては市単独で設置済みですが、職員のスキルアップと機能強化に努めます。引き続き、地域の相談機関と連携を図りながら支援体制の充実を図ります。
- 8 障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築
障害福祉サービスに係る研修へ継続参加し、担当職員の資質向上を図ります。審査支払等システムでの審査結果を活用し、サービス事業所や関係自治体との研修等により、課題の共有、解決に努めます。

お問い合わせ先

荳崎市 福祉課 障がい福祉担当

Tel: 0551-22-1111 Fax: 0551-22-8479
市ホームページアドレス: <http://www.city.nirasaki.lg.jp/>



＜障害福祉サービス 見込量＞

項目	単位	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	720	728	735	740
	利用者	55	55	57	59
重度訪問介護	時間	95	95	95	95
	利用者	2	2	2	2
同行援護	時間	3	4	5	5
	利用者	1	1	2	2
行動援護	時間	120	120	120	125
	利用者	6	6	6	7
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0
生活介護	人日	2,065	2,065	2,065	2,065
	利用者	103	103	103	103
自立訓練（機能訓練）	人日	13	13	13	13
	利用者	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	61	61	62	62
	利用者	3	3	3	3
就労選択支援	利用者	—	—	1	1
就労移行支援	人日	65	65	65	65
	利用者	3	3	3	3
就労継続支援（A型）	人日	370	370	370	370
	利用者	19	19	19	19
就労継続支援（B型）	人日	1,799	1,848	1,898	1,949
	利用者	99	101	103	105
就労定着支援	利用者	0	1	2	3
療養介護	利用者	5	6	6	6
短期入所	人日	184	184	184	184
	利用者	18	18	18	18
短期入所（医療型）	人日	11	11	11	11
	利用者	2	2	2	2
自立生活援助	利用者	1	1	1	1
共同生活援助	利用者	34	36	38	40
施設入所支援	利用者	45	45	45	44
計画相談支援	利用者	96	100	105	110
地域移行支援	利用者	3	3	3	3
地域定着支援	利用者	7	7	7	7

＜地域生活支援事業 見込量＞

項目	単位	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有
指定特定相談支援事業所	箇所	6	6	6	7
指定一般相談支援事業所	箇所	0	0	0	1
指定障害児相談支援事業所	箇所	2	2	2	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	件	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	件	4	5	5	6
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	有
手話通訳者派遣事業	件	156	170	180	190
要約筆記者派遣事業	件	0	1	1	1
介護・訓練支援用具	件	2	3	3	3
自立生活支援用具	件	4	4	5	5
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	8	10	12	14
排泄管理支援用具	件	528	550	550	550
住宅改修費	件	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	件	有	有	有	有
移動支援事業	箇所数	16	16	17	17
	利用者	73	75	78	83
	時間	2,378	2,400	2,400	2,400
地域活動支援センター事業市内事業所	箇所数	2	2	2	2
	利用者	10	10	11	12
地域活動支援センター事業市外事業所	箇所数	4	4	4	5
	利用者	5	5	6	7
日中一時支援事業	箇所数	31	32	33	34
	利用者	88	90	95	100
	時間	9,295	9,650	9,650	9,650
声の広報発行事業	箇所数	1	1	1	1
	利用者	6	6	6	6